

[事案 30-86] 入院給付金支払請求

・令和元年6月4日 和解成立

<事案の概要>

入院の必要性がないとして給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

精神疾患等を原因として約1か月間入院したため、平成28年7月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、入院の必要性がないとして給付金が支払われなかったが、以下のとおり入院が必要な状態であったので、入院給付金を支払ってほしい。

(1)複数の病気を患っており、特に精神疾患に関しては、睡眠障害等が顕著でどうしようもない状態であった。

(2)認知療法を受けていたが、医師から、他の病気に関連する検査数値も良くないから、入院して心も体も見つめなおしたらどうかと助言され、入院した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人に希死念慮などは見られず、入院先から他のクリニックを週1回受診していたこと、他の疾病については緊急性がなく、入院中の検査結果からも入院の必要性は認められないこと、外来通院によっても可能な治療しかされていないこと、入院期間中に長時間外出を多数繰り返していること等から、約款上の入院には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の見解を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、精神疾患については、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念する必要性は認められないものの、他の疾病に係る一部の入院期間については入院治療の必要がなかったとは断定できないことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。